



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

団体信用生命保険

死亡、身体障害、3大疾病*など、
所定の状態に該当した場合

住宅ローン残高が

0[★]円

になります

※ 3大疾病は、「新3大疾病付機構団信」を付帯した場合に限り、対象となります。



亡くなった場合はもちろん、病気やケガの際も
しっかりカバーするからご家族も安心！

団体信用生命保険の詳細は、
フラット35サイトまたは、
住宅金融支援機構サイトを
ご覧ください。



お問合せ

団信専用
ダイヤル

0120-0860-78 (通話料
無料)

●営業時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始は除く。)

●利用できない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。048-615-3311(通話料金がかかります。)

保障内容の概要

幅広い保障で
もしもの時も安心！

新機構団信（保険料は借入金利に含まれています。）

お亡くなりになった場合

または

病気・ケガ（身体障害1級・2級に該当※1）

例えば、こんなとき・・・



スポーツや仕事での
ケガや交通事故で
車椅子生活になった。



生活習慣が原因で
（糖尿病）
腎臓に障害を負った。



病気で
耳が聞こえなくなった。



生活習慣が原因で
（不整脈）
心臓に恒久的にペースメーカーを
装着することとなった。



緑内障で
視力が低下し、矯正視力が
右0.01左0.03
（両目合計0.04）に落ちた。

身体障害認定者総数（1級・2級） **約216万人**※2

さらに、新機構団信は、夫婦で備える“ペア連生※3”にも対応！

新機構団信にプラスして、
更なる充実の保障プラン！

新3大疾病付機構団信（新機構団信付き金利+年0.24%）

2025年9月末現在

がん※4



がん患者数
約393万人※7

急性心筋梗塞※5



心疾患患者数
約357万人※7

脳卒中※6



脳血管疾患患者数
約188万人※7

または

介護保障※8

※1 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたときをいいます。 ※2 厚生労働省「令和5年度福祉行政報告例の概況」により作成（18歳以上の認定数）。 ※3 ペア連生団信は、連帯債務でお申込みのご夫婦（内縁、婚約または同性パートナーの関係を含まず。以下同じです。）向けのプランです。ご夫婦のどちらかに万一のこと（死亡・身体障害）があった場合に住宅の持ち分や返済割合にかかわらず、以後の【フラット35】または災害復興住宅融資の返済が不要になります。なお、新3大疾病付機構団信ではペア連生団信をご利用いただけません。 ※4 所定の悪性新生物（がん）にかかり医師により診断確定がされたとき。 ※5 急性心筋梗塞を発病し初診日からその日を含めて60日以上、労働制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき、または、急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的とする所定の手術を受けたとき。 ※6 脳卒中を発病し、初診日からその日を含めて60日以上、麻痺や運動失調、言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき、または、脳卒中を発病し、その治療を目的とする所定の手術を受けたとき。 ※7 厚生労働省「患者調査」（令和5年）。 ※8 公的介護保険制度の要介護2から5までのいずれかに認定されたとき、または、保険会社所定の要介護状態に該当したとき。 ●新機構団信信用生命保険制度の詳細については、フラット35サイト（www.flat35.com）または住宅金融支援機構サイト（www.jhf.go.jp）をご覧ください。 ●ご利用にあたっては『新機構団信信用生命保険制度申込書兼告知書』に添付される『重要事項説明 ご加入にあたって（「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」）』（Webでお手続された場合は、Web手続画面からダウンロード、印刷いただいたものとなります。）をご確認ください。 ●健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】または災害復興住宅融資をご利用いただけます。